

## 各国の電気通信事業者間の紛争処理制度の比較

	英国	仏国	米国 米国(州内通信)	米国(州際/国際通信)	韓国
紛争処理機関 紛争処理体制	◎Ofcom ・「競争グループ」が担当  ◎Telecom Adjudicator  ◎その他のADR	◎ARCEP ・「法務部」による予審の後、委員会による聴聞会を経て、「決定」により処理の結果を発表。	◎州公益事業委員会	◎連邦通信委員会(FCC) ・委員会の下にある執行局が担当する。 ・公式の苦情申出の時のみ、外部の専門家の証言による助力を得ることがある。	◎放送通信委員会 ・委員会は、委員長を含めて5名の常任委員で構成されている。 ・事務局は利用者ネットワーク局が担当する。 ※2008年2月末の省庁再編で、情報通信部とその内部の通信紛争処理機関の通信委員会(KCC)が廃止され、その業務は全て、新設の大統領直属の放送通信委員会に継承された。
紛争処理体制	・Ofcomによる裁定 ・Telecom Adjudicatorによるfacilitation、ruling又はadjudication ・その他のADR ※紛争処理制度を多様化し、Oftellによる紛争処理を絞り込み	・ARCEPの決定 ※決定前の予審において、当事者の答弁により合意が成立し、申立てが取り下げられた事例がある。 ※以前は調停制度があったが、2004年に廃止された。	・公益事業委員会による調停 ・公益事業委員会による仲裁	・FCCによる非公式の調停(通信法違反の「公式申立て」の前に行われる) ・FCCによる決定	・放送通信委員会によるあっせん(裁定を行うのに適せず又はその他必要と認めるとき) ・放送通信委員会による裁定
紛争対象事項	(Ofcomによる裁定) ・電子通信ネットワーク、電子通信サービス及び無線スペクトラムに関する紛争 ・競争法又は事前条件に関する苦情(Telecom Adjudicator) ・ローカル・ループ・アンバンドリングに関する紛争(その他のADR) ・一方当事者が支配的事業者でない場合でOfcomが処理を拒絶した場合	・相互接続や施設利用等、事業者間の協定の締結と履行に関する紛争等。	・相互接続、サービス又はネットワーク構成要素に対する接続要請に関する紛争	・通信法違反の行為 ・既存事業者の設備へのアクセス条件等 ・州の公益事業委員会が措置を行わない場合	・設備の提供、相互接続・共用、情報提供等に関する紛争
紛争処理手続	(Ofcom) ①Ofcomが、事業者からの申請を受けて、相手方当事者に当該申請を送付する。 ②受理されたことを申請者に通知し、紛争の範囲を公表する。 ③最初の分析及び当事者との協議を行う。 ④情報を請求する。 ⑤裁定案の準備及び公表。 ⑥10日間のコンサルテーションを行う。 ⑦裁定の最終決定手続及び証拠提出の最終期限となる。 ⑧裁定の最終決定を準備する。 ⑨裁定の最終決定を公表する。	①法務部が、事業者からの申請を受ける。 ②ARCEPが、相手方当事者へ申請書及び添付資料を送付し、相手方当事者が、答弁を提出する。 ③予審手続。 ④申立ての受理の決定 ⑤ARCEP委員による聴聞会 ⑥委員の協議を経て決定	(仲裁) ①公益事業委員会が、仲裁申請を受ける。 ②仲裁申請者が、公益事業委員会に提出した申請書及び関連書類の写しを公益事業委員会がこれを受理する日までに相手方当事者に提出する。 ③公益事業委員会委員長又は指定された者が直ちに仲裁人を任命し、これを両当事者に通知する。 ④相手方当事者が、州委員会が仲裁申請を受理してから25日以内に答弁書及び申請者の要望する追加情報を提出する。	(非公式の調停) ①FCCが、事業者からの情報提供を受ける(FCCは、書面作成を勧める)。 ②FCCが、決定を求める書面の写しを相手方当事者に送付し、書面による回答を求める。 ③両当事者とFCCが会合を行う。  (決定) ①申出書の内容を検証し、「公式申立て」として受理されるための基準を充足しているか検証が行われる。 ②「公式申立て」としての受理が決定されると、申立書の写しを相手方当事者に送付する。 ③相手方当事者が答弁書を提出する。 ④当事者と会合を行う。 ⑤執行局で決定草案を決定する。 ⑥決定草案を委員会において検討する。	(あっせん) 裁定申請を受けたケースのうち、放送通信委員会が裁定に適さないと認めた場合、ケースごとに分科委員会を設けてあっせんをすることができる。  (裁定) ①放送通信委員会が、事業者からの申請を受け る。 ②放送通信委員会が、相手方当事者へ通知し、意見を陳述する機会を付与する。 ③放送通信委員会による意見聴取や鑑定などが行われる場合がある。 ④放送通信委員会が裁定を行う。
裁定・決定等の効力	(Ofcomによる裁定) ・裁定には直接執行力はない。 ・裁定に従わない場合の罰則はない。 ・裁定に不服がある場合、競争委員会の不服申立て機関(Competition Appeal Tribunal)に訴えることができる。 ・不服申立自体にはOfcomの裁定を停止する効力はない。	・決定には直接執行力はないが、従わない場合、制裁手続に移行する。 ・決定の内容に不服がある場合、1ヶ月以内に取消・変更を求めるか、パリ控訴院に訴えることができる。ただし、不服申立自体には原則として決定を停止する効力はない。	(仲裁) ・仲裁案は公益事業委員会の決定を得た段階で強制力を有する。 ・ただし、仲裁案が提示された後に、案と異なる内容で当事者間の合意をすることは妨げられない。 ・仲裁内容に不服がある場合には、公益事業委員会に再審査を申し立てることができ、また、連邦地方裁判所に提訴することができる。	(決定) ・FCCによる決定に不服がある場合には、FCCに再審査の申立を行うか、連邦地方裁判所に提訴することができる。	(裁定) ・裁定の送達後60日以内に民事訴訟を提起することができる。 ・裁定の送達後60日以内に訴訟が提起されない場合には、当事者間に裁定内容と同一の合意が成立したものとみなされる。
紛争処理件数	(Ofcomによる裁定) ・2006年10月1日から2008年3月31日までの1年6ヶ月間で紛争案件として316件が申請され、そのうち257件を却下、審理中に31件を却下、最終的に24件が受理され調査対象となった。 <small>注：紛争としてカウントしている事案の範囲は各国によって異なる。</small>	・2004年以降、26件(うち案件が受理され、委員会の聴聞対象となったものは8件)。	(不明)	(非公式の調停) ・年に40件程度。 (決定) ・年に25件程度。  なお、近年は、申立件数は減少傾向にある。	(裁定) ・2003年～2007年の5年間、事業者間紛争の裁定事例は2件。
紛争処理期間	(Ofcomによる裁定) 4ヶ月以内に処理をするよう規定されている。	・決定までに4ヶ月間	・委員会は、当事者間で接続等の交渉要請が行われた日から9ヶ月以内に未解決論点の解決を行わなければならない。 (カリフォルニア州では大型案件の場合、13ヶ月から14ヶ月かかったケースがある。)	(非公式の調停) ・ケースバイケース。 (決定) ・11ヶ月以内に決定草案(ドラフト)を決定、新規のコモンキャリアからの申出の場合、多くは1年以内に解決。	(裁定) ・裁定を申請した日から原則として60日以内に裁定を行うが、委員会の議決により30日間までの延長が可能。